

GX実現に資する排出量取引制度の 検討の方向性

**令和 6 年11月22日
内閣官房GX実行推進室**

目次

- 1. 産業界・関係団体等からの意見**
- 2. 制度の具体化に向けた検討の方向性**
- 3. 今後の進め方**

1. 産業界・関係団体等からの意見

本格稼働後の排出量取引制度に関する検討の視点

令和6年9月3日
第1回WG事務局説明資料

- 本格稼働後の排出量取引制度については、第1フェーズの実施状況を踏まえつつ、カーボンニュートラル実現に向けた先行投資促進や、CBAM等の国際的な議論への対応等の観点から検討を進める必要。

① 制度対象者の定め方

- 第1フェーズでは、**業種別のカバー率（排出量に占める参画企業の割合）に差が生じている**ことを踏まえ、本格稼働後の制度については、**一定規模以上の排出を行う企業については制度の対象とすべきではないか。**
- そのうえで、制度対象者の範囲について、**国内における排出量のカバー率や、諸外国制度とのイコールフットイング等の観点から、どのような基準で決定すべきか**

② 目標設定の在り方

- 第1フェーズでは、多くの企業が野心的な目標を掲げる一方、**目標水準の客観性・公平性に課題。**
- よって、本格稼働後の排出量取引制度では、政府が策定した指針と整合するような目標設定を企業に求めることを想定。
- **業種毎の特性や、各社のこれまでの取組の状況等、目標設定において考慮すべき要素としてどのようなものが考えられるか。**

③ 目標達成に向けた規律強化

- 第1フェーズでは、企業は3年間の排出量の総計目標を設定したうえで、目標を達成できない場合には、その理由を含めて対外公表を求めている（**クレジットの購入は義務づけのないComply or Explain型**）。
- **CBAM等の国際的な議論への対応も含め、制度の実効性をさらに高める観点から、目標達成のための規律付けとして、どのような措置を講じるべきか。**

④ 取引の在り方

- 取引所において**価格発見機能が発揮されるために必要な流動性を確保**しつつも、制度の黎明期における**取引秩序形成**の観点から、**取引に関する規律（取引参加者の範囲・取引所のあり方等）をどのように定めるべきか。**

⑤ その他、投資の予見性確保のための措置

- **企業の投資予見性を高めるため、2026年度以降、上下限価格を設定し、その範囲に価格を誘導することを想定しているが、その他、投資促進の観点から、制度設計上留意すべき点はあるか。**

排出量取引制度の在り方に関するヒアリング

- 本年9月以降、制度の在り方について産業界や関係団体、有識者等へのヒアリングを実施。
- 各業界・団体からの意見を踏まえて、制度の具体化に向けた方向性を検討。

【スケジュール】

9月3日 第1回WG ヒアリング①

日本鉄鋼連盟、日本化学工業協会、石油連盟、電気事業連合会、WWFジャパン

9月20日 第2回WG ヒアリング②

セメント協会、日本製紙連合会、日本自動車工業会、定期航空協会、日本気候リーダーズ・パートナーシップ

10月31日 第3回WG ヒアリング③

日本経済団体連合会、日本労働組合総連合会、日本商工会議所、日本エネルギー経済研究所、電力中央研究所

【産業界等へのヒアリング事項】

1. 2050年カーボンニュートラル実現に向けたこれまでの取組と国際動向

- ・ 2050年カーボンニュートラル達成に向けた道筋と国内におけるこれまでの取組
- ・ 国際的な競争環境の変化と課題

2. GX実現に資する排出量取引制度の在り方

- ・ 炭素価格や制度の予見性が投資判断に与える影響
- ・ 早期のGX投資を促すための制度の段階的な発展の在り方
- ・ 円滑な取引や適正な価格形成を実現するために望ましい取引環境
- ・ その他、制度設計に関する意見 等

制度設計に関する主な意見（１／２）

①制度対象者の定め方

- 制度対象者を定める場合は、中小企業等への配慮が必要。
- 法人全体の排出を制度の対象とする場合は、小規模事業所等における事務負担にも配慮した制度設計とすべき。
- グループ単位で排出量の管理をしている企業も存在するため、グループ全体での制度対応も可能とすべき。

②目標設定の在り方

- 割当量の検討にあたっては、Hard to abate分野に対して、トランジション期にあることを考慮した水準の検討が必要。
- 製品構成等、企業間での相違点を踏まえた制度設計とすべき。
- 過去からの削減努力やリーケージリスク・雇用への影響等を踏まえた制度設計が必要。
- イノベーションの原資を奪わないような制度設計が重要。
- スコープ３の排出削減に寄与する製品の製造に伴う排出量の増加について、配慮が必要ではないか。
- 社会インフラを支える産業において、生産活動が抑制されることがないように配慮が必要。
- 排出総量キャップの設定により、量的コントロールを行う必要。
- 最初から厳格な総量キャップを課すと制度が混乱するおそれ。まずは制度の骨格作りに注力すべき。

制度設計に関する主な意見（２／２）

③目標達成に向けた規律強化

- CBAMへの対応のためには、義務的な制度としつつ、十分な水準の炭素価格の設定が必要。

④取引の在り方

- 透明性の高い取引環境の整備が必要。
- 取引の流動性の向上の観点からは、幅広いプレイヤーの参加を可能としつつ、同時に投機目的の取引等を抑制する必要。

⑤投資の予見性確保のための措置

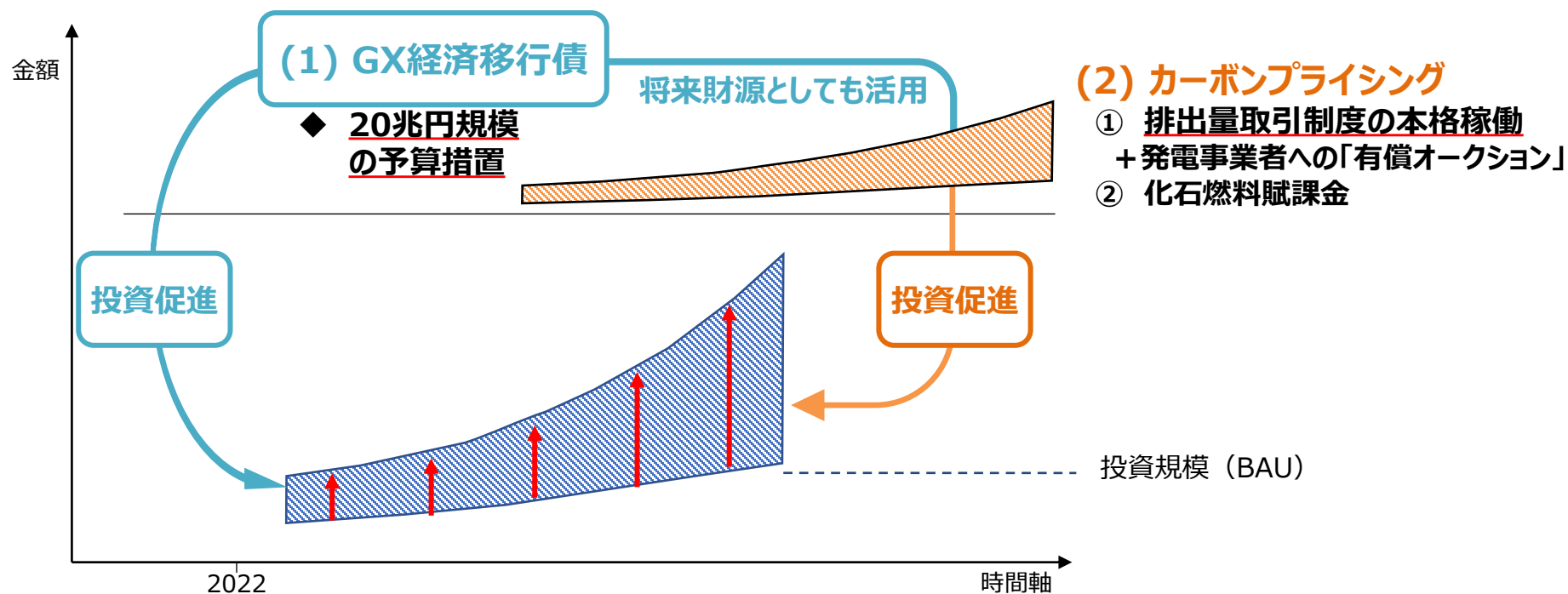
- 排出枠・価格の一方のみ固定ではなく、排出枠の価格帯を設定し、予見可能な範囲内で制御する仕組みが望ましい。
- オークションが限定的な場合、排出枠の下限価格を維持する措置としては、排出量取引と同一の範囲に対する炭素税との併用か、政府による排出枠買い取りが選択肢。また、上限価格を確実に維持するには、排出枠の追加供給量に制約を設けることは望ましくない。
- 炭素価格の水準について、CN燃料等の投資判断や、価格高騰による経済活動等への影響も踏まえた検討が必要。
- 上下限価格の設定にあたっては、将来導入されるオークションとの関係にも配慮が必要。
- 1.5℃目標と整合的な炭素価格水準の見通しを示すべき。

2. 制度の具体化に向けた検討の方向性

成長志向型カーボンプライシング構想

令和6年9月3日
第1回WG事務局説明資料

- 成長志向型カーボンプライシング構想では、炭素排出に係る負担を直ちに導入するのではなく、**GXに取り組む期間**を設けた後に、**当初低い負担で導入し、徐々に引き上げる**ことを想定。
- こうした制度の段階的発展の方針を予め示しつつ、足下では**10年間で20兆円規模の先行投資支援**を講じること
で、**GX投資を前倒し**で行うインセンティブを付与。
- 2026年度から開始する排出量取引制度においても、**GX投資促進の観点から、こうした考え方を踏まえた制度設計**を行う必要。



➡ 150兆円超のGX投資の実現

【参考】GX推進法の概要

令和6年5月17日 第1回GX実現に向けた排出量取引制度の検討に資する法的課題研究会 事務局資料（一部加工）

- 2023年5月には、GX投資を促進するために必要な措置として、GX経済移行債を活用した先行投資支援や、将来的なカーボンプライシングの導入等を規定した「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」（GX 推進法）が成立。

GX推進法の目的

（目的）

第一条 この法律は、世界的規模でエネルギーの脱炭素化に向けた取組等が進められる中で、我が国における脱炭素成長型経済構造への円滑な移行を推進するため、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略の策定、脱炭素成長型経済構造移行債の発行並びに化石燃料採取者等に対する賦課金の徴収及び特定事業者への排出枠の割当てに係る負担金の徴収について定めるとともに、（中略）もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「脱炭素成長型経済構造」とは、産業活動において使用するエネルギー及び原材料に係る二酸化炭素を原則として大気中に排出せずに産業競争力を強化することにより、経済成長を可能とする経済構造をいう。

成長志向型カーボンプライシングの導入

- ・炭素排出に値付けをすることで、GX関連製品・事業の付加価値を向上。
⇒ 先行投資支援と合わせ、GXに先行して取り組む事業者インセンティブが付与される仕組みを創設。

① 炭素に対する賦課金（化石燃料賦課金）の導入

- ・2028年度（令和10年度）から、経済産業大臣は、化石燃料の輸入事業者等に対して、輸入等する化石燃料に由来するCO2の量に応じて、化石燃料賦課金を徴収。【第11条】

② 排出量取引制度

- ・2033年度（令和15年度）から、経済産業大臣は、発電事業者に対して、一部有償でCO2の排出枠（量）を割り当て、その量に応じた特定事業者負担金を徴収。【第15条・第16条】
- ・具体的な有償の排出枠の割当てや単価は、入札方式（有償オークション）により、決定。【第17条】

我が国における排出量取引制度の基本的考え方（案）

- 2026年度より開始する排出量取引制度においては、一定規模以上の排出を行う事業者に対して、毎年度、排出実績と等量の排出枠の償却を求めることを想定。
- 制度を段階的に発展させつつ、その方針を予め示すことで先行的な取組を促進するという成長志向型カーボン・プライシング構想の考え方も踏まえつつ、業種特性やトランジション期の取組等を勘案し、一定の基準に従って算定した排出枠の量を割り当てることを検討（全量無償割当）。

1. 制度対象者の範囲

- ・ CO2の直接排出量が10万トン以上の法人を対象に、毎年度、排出実績と等量の排出枠の償却を求める。

2. 企業に求める削減水準（排出枠の割当量）の決定方法

基本的考え方

- ・ 主要な産業分野について業種特性を考慮した基準を設定（生産量あたりの排出量基準(ベンチマーク)等）

その他考慮事項

- ・ 過度な負担を回避する観点から、以下の事項を勘案。
 - ① 制度開始前の排出削減実績
 - ② カーボンリーケージリスク
 - ③ 足下で削減効果が発現しない研究開発投資の実施状況
 - ④ 設備の新增設・廃止等

3. 価格安定化措置

- ・ 義務遵守コストの高騰を回避する観点から、排出枠の上限価格を設定。
- ・ また、市場価格が下限を下回って低迷する場合には、排出枠の流通量を調整するための措置を講じる。

4. 義務不履行時の扱い

- ・ 制度の実効性・公平性の観点から、償却義務を履行しない場合、調達不足量に応じた金銭の支払いを求める。

制度対象者の考え方

- 一般に、排出量取引制度においては、義務履行のために検証等の事務手続きや、一定の行政コストが発生することから、排出量の大きな設備や企業に対象を限定。
- EUや英国では、直接排出量2.5万トン以上の設備・施設が対象。また、韓国では、原則として直接間接排出合計で12.5万トン以上の企業を制度対象者の閾値としている。
- 我が国においては、省エネ法や温対法などの既存のエネルギー・環境法制との整合性の観点や、GXリーグにおいて企業単位での取組を求めていることから、法人単位の制度とすることを基本としつつ、諸外国制度とも同程度の規模の排出源を捕捉する観点から、対象者の裾切基準をCO2の直接排出量10万トン（※）としてはどうか。
- これにより、制度の対象事業者数は300～400社程度、カバー率は我が国における温室効果ガス排出量の60%近くとなる見込み。

各国排出量取引制度における制度対象の概要

	EU	英国	韓国
単位	設備	設備	事業者
規模	概ね25,000t-CO2以上 (直接排出)	概ね25,000t-CO2以上 (直接排出)	12,5000t-CO2 (直接・間接排出)

※ EU、英国では、定格入力20MW以上の燃焼設備等を制度対象として指定。そのうえで、年間排出量が2,5000t-CO2以下の施設は加盟国への申請により制度の適用除外が可能。

※ SHK制度における特定事業所（エネルギー使用量1500kL以上の事業所）のうち、直接排出2.5万トンに相当する事業所を保有する企業の標準的な直接排出量は9.5万トン程度と推計される。また、韓国制度における閾値（直接排出・間接排出合計で12.5万トン）は、直接排出では9万トン程度に相当すると推計される。

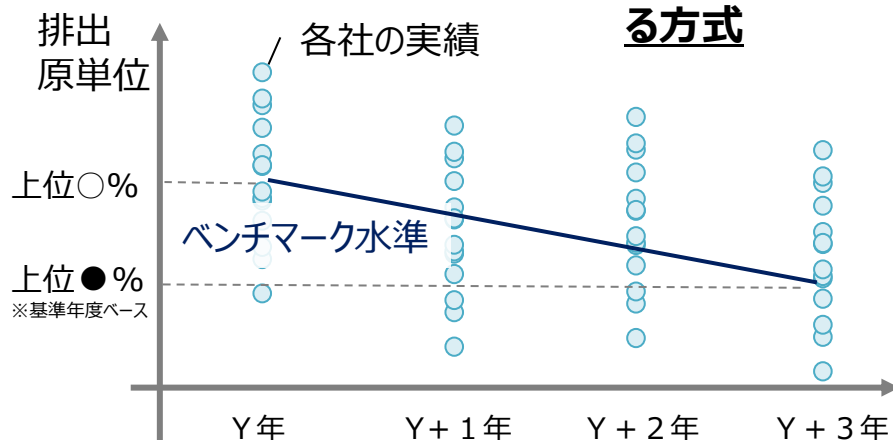
割当の基本的な考え方（ベンチマークとグランドファザリング）

②割当の考え方

- 割当量については、特に業種特性を考慮する必要性の高いエネルギー多消費分野等を中心に、**業種別のベンチマークに基づいて算定**を行うこととしてはどうか。
- そのうえで、**ベンチマークの策定が困難な分野**については、**グランドファザリングによる割当**を行うこととしてはどうか。
- なお、ベンチマーク対象業種や削減水準等の詳細については、有識者や産業界の意見も踏まえつつ、関係省庁とも連携して今後検討。

ベンチマーク方式

ある一定のプロセスの上位○%～●%の排出水準となるように割当量を設定する方式

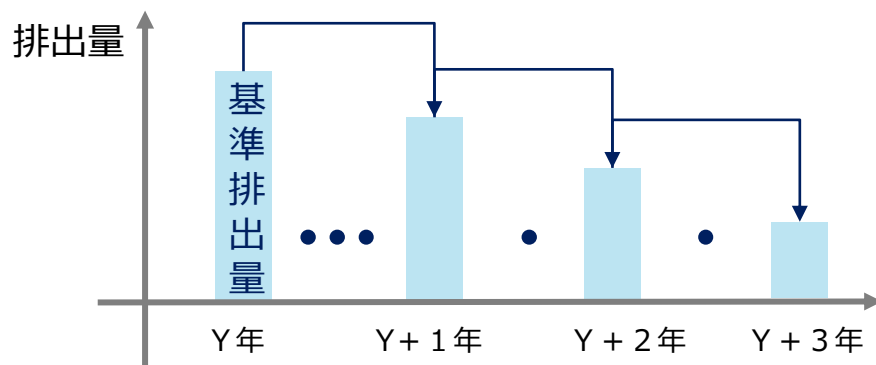


当該プロセスにおける排出原単位の上位○%～●%の水準となるようにベンチマークを設定し、**基準活動量**（例えば、製品の生産量等）にベンチマークを乗じて割当量を算定する。

割当量 = 基準活動量 × 目指すべき排出原単位

グランドファザリング方式

基準年の排出実績から毎年○%排出削減となるように割当量を設定する方式



過去の排出実績等を踏まえて、毎年一定比率での排出削減を求めるため、**基準排出量**（ある年度の温室効果ガス排出量）に一定の比率（削減率）を乗じて割当量を算定する。

割当量 = 基準排出量 × (1 - 目指すべき削減率)

【参考】諸外国制度における目標（割当量）の決定方法

- EUや韓国では、制度開始当初はグランドファザリングによって排出枠の割当量を決定。
- その後、より公平性を高める観点からベンチマーク方式による割当に移行。韓国では、徐々にベンチマーク対象業種を拡大（現在12業種がベンチマークによる割当の対象）。

制度	目標設定/無償割当方式
EU-ETS	【第1フェーズ（2005-2007）・第2フェーズ（2008-2012）】 ・ グランドファザリングによる割当 【第3フェーズ（2013）以降】 ・ 産業部門に対してはベンチマークに基づく割当（発電部門は全量有償割当）
K-ETS	【第1フェーズ（2015-2017）】 ・ 石油精製、セメント、航空はベンチマーク、その他はグランドファザリング 【第2フェーズ（2018-2020）】 ・ 発電、地域冷暖房、産業団地熱供給、廃棄物処理をベンチマーク対象に追加 【第3フェーズ（2021-2025）】 ・ 鉄鋼、石油化学、製紙、木材加工、建物等をベンチマークに追加（計12業種）

早期削減努力の勘案

- 諸外国制度では、過去に削減努力を行った企業ほど削減余地がなくなるというグランドファザリングの短所に対応するため、制度開始後に過去の削減努力を勘案。
- 我が国においても、**グランドファザリングによる割当**を行う場合には、**過去の削減努力を勘案して割当量を調整する仕組みを措置**することとしてはどうか。

韓国排出量取引制度 第1フェーズ

- 韓国では、排出量取引制度の第1フェーズにおいて、早期削減認定の仕組みを導入。過去に削減努力を行った事業者ほど目標達成が困難になるというグランドファザリングの課題に対処。
- 排出量取引制度の開始前に実施されていた目標管理制度（排出削減目標に向けて排出量の管理・報告等を企業に求める制度）において、目標を超過して削減した分について認定のうえ、割当総量の2.5%を上限として**ETS第1フェーズにおける排出枠の追加割当て**を実施。

EU-ETS 第1フェーズ

- EU-ETSでは、各加盟国において早期削減を勘案した割当量の調整を実施。
- 例えば英国では、グランドファザリングの基準とする期間を他国に比べて遡って設定することで、過去の期間における削減努力を考慮。
- 具体的には、他の加盟国が2000年から2002年の3カ年の排出実績の平均値等を基準排出量としているところ、英国では、1998年から2003年のうち、排出量が最も低い年を除いた5カ年の排出実績の平均値を基準排出量として割当を行うことで、早期の削減行動が一定程度評価される仕組みとしている。

リーケージリスクの勘案

- 世界全体での排出削減を実現する観点からは、カーボンリーケージの回避は重要な課題。また、**経済成長・産業競争力の強化、国内雇用基盤の維持**の観点からも重要な論点
- 諸外国制度においても、リーケージリスクの高い業種に対する緩和措置等を実施。
- 我が国においても、排出枠の割当にあたって、**リーケージリスクを抑制するための措置**について検討することとしてはどうか。

豪州 セーフガードメカニズム

- **炭素集約型貿易産業**として規定される業種（※）に該当する施設について、各年度の排出量実績の確定後、当該施設において、**収入に占める目標遵守コストの割合が3%以上の場合**に、目標削減率を緩和。

$$\text{目標遵守コスト} = \text{排出超過量} \times \text{クレジット価格}$$
 - 認定施設については、最大で目標削減率を基準値の4.9%/年から1%/年まで引下げ（3.9%の割引）。
- ※ 制度検討時の影響評価において、**国内生産額に対する輸出入額の割合が10%以上**となる業種として定義。

カナダ Output-Based Pricing System

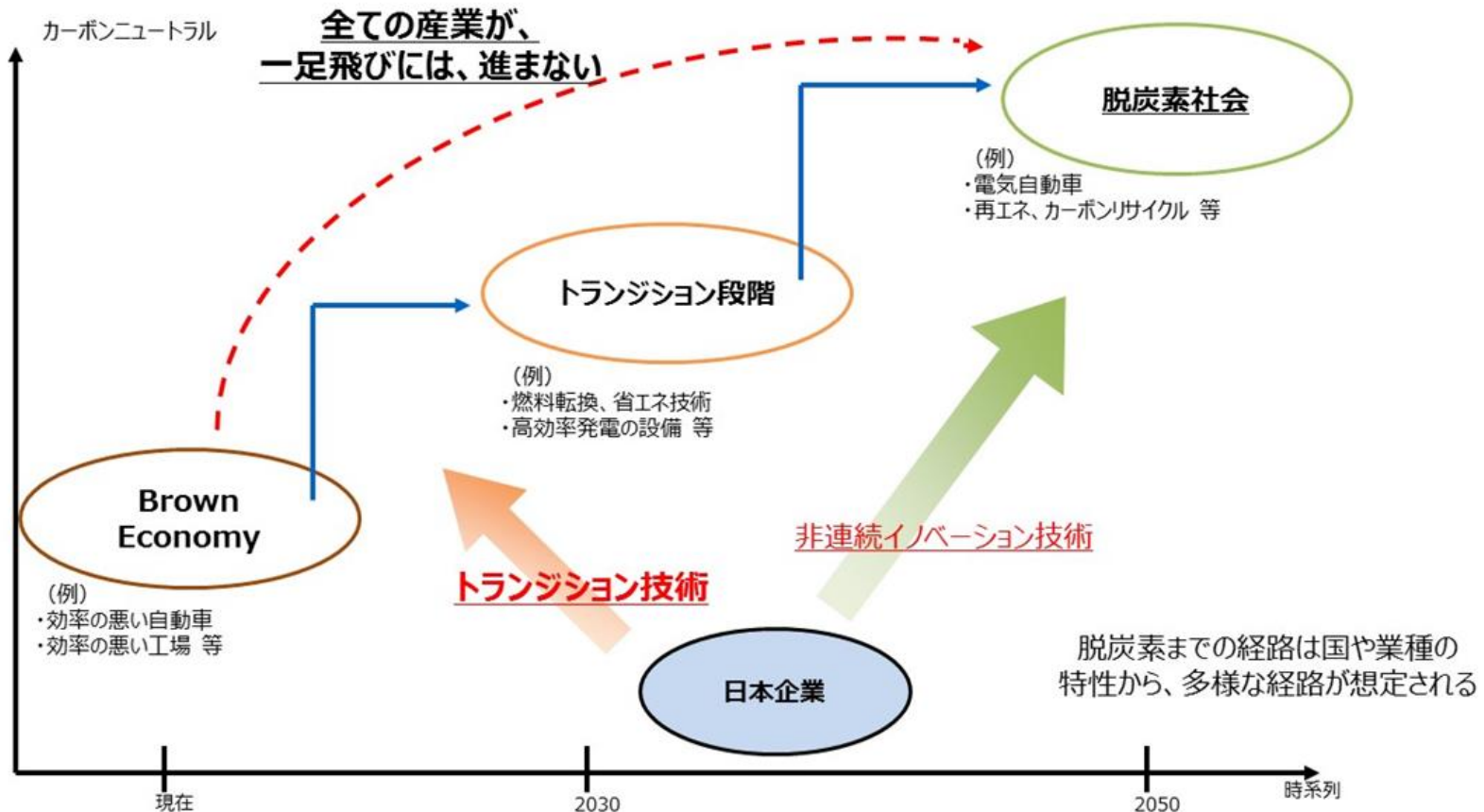
- **国際競争に直面する産業分野**については企業に求める**排出削減目標を緩和**（カナダでは、基準となる排出原単位に一定の削減係数を乗じ、目標となるベースラインを設定。削減係数については、0.8を基本としつつ、国際競争業種に対しては0.90～0.95まで緩和。）

EU-ETS

- リーケージリスクの高い業種（例：鉄鋼・化学）については排出枠を無償で割当。一部業種については、排出削減対策の強化のために無償割当を低減する一方、輸入品に対して炭素 価格の支払いを求める炭素国境調整措置を導入。

研究開発投資の重要性

- トランジション期において、企業は足下の排出削減のための燃料転換や省エネ投資等に加えて、**イノベーションのための技術開発**にも取り組む必要。
- 排出量取引制度においても、**毎年度の着実な削減**に向けた対応を促しつつも、こうした**中長期の投資のための原資が失われることのないよう**、割当量の算定にあたって、**各社が実施するGX関連の研究開発投資の額等についても一定の範囲で勘案**するための仕組みを検討。



事業所の新設・廃止や活動量の変動に係る調整措置

- 制度の導入が、GX実現に向けて必要な新規事業への参入・事業拡大の阻害や、事業活動の縮小を促進することのないよう、諸外国制度も参考にしつつ、事業場の新設・廃止・活動量の変動等が生じた際に、割当量の調整を行うこととしてはどうか。

国	対象事業所・設備の新設	対象事業所・設備の増強	対象事業所・設備の閉鎖
EU	全量有償割当の対象である電力事業者を除き、新規参入があった場合にはベンチマークに基づく無償割当を実施	- 生産活動量が過去2年間平均で15%以上の増加/減少がある場合、無償割当量を調整 ※ 割当量の調整にあたっては、原単位改善の状況も勘案。	- 稼働停止した対象設備への無償割当を行わない。 - 年度途中に設備を閉鎖する場合には、稼働時間等に応じて無償割当分を減じる。
韓国	計画期間直前年度、または計画期間中に事業場を新設した場合に、グランドファザリング又はベンチマークに基づいて追加割当を実施	計画期間直前年度、または計画期間中に事業場内の施設の追加・変更により、設計容量が変更前より10%以上増加し、当該施設の排出量が10%以上増加した場合に、グランドファザリング又はベンチマークに基づいて追加割当	- 廃業・閉鎖の場合は割当対象企業指定を取り消し - 事業場閉鎖の場合は割当排出枠を取消 - 稼働中止・閉鎖等で排出量が50%以上減少した場合は該当事業場の残りの割当排出権を取消

償却義務履行に係る規律付け

- 諸外国の排出量取引制度では、炭素比例のペナルティ等により、排出削減の実効性を担保している。
- 我が国においても、排出枠の償却を行わなかった企業に対しては、償却義務を履行した企業との公平性を確保する観点から、その不足分に応じた金銭の支払いを求めることとしてはどうか。

諸外国における償却義務に違反した場合の措置

制度	措置の内容
EU-ETS	<u>1 t CO₂eあたり100EUR</u> （+ 欧州消費者物価指数に応じた増額）の“penalty”を負担させる。
K-ETS	<u>1 t CO₂eあたり100,000KRW</u> を上限として市場価格の3倍の価格以内の“penalty surcharge”を負担させる。
カリフォルニアキャップ&トレードプログラム	不足する排出枠の4倍の排出枠等の償却義務を負担させる。
セーフガードメカニズム	<u>1 t CO₂eあたり275AUD</u> の“civil penalty”を負担させる。
【参考】 東京都排出量取引制度	① 東京都知事が、1 t CO ₂ あたり1.3倍の排出枠の償却命令を行う。 ② 命令に違反した場合、50万円以下の罰金を科す。さらに、東京都知事が不足量を償却し、それにかかった費用を対象事業者に請求する。

排出枠の取引に関する規律の在り方

- 排出枠の取引について、相対による取引は規制しない一方、公正な価格形成を促す観点からは、取引所集中義務を課すなど、取引注文が取引所に集中するような措置を講じるべきではないか。
- そのうえで、市場取引参加者については、取引の活性化と取引秩序の維持の両立を図る観点から、制度対象者以外にも、取引に関する一定の経験を有することなどを要件として一部の事業者の参加を認めることとしてはどうか。

「GX実現に向けた排出量取引制度の検討に資する法的課題研究会」報告書案の概要（抜粋）

1. 取引業者・仲介業者への規律の在り方

現物取引を行う市場を想定すると、当該市場に参加するのは、対象事業者が中心であり、取引の流動性を高める観点から、金融機関等、業者（プロ）による取引市場になるものと考えられる。現物取引を行う市場をこのように業者（プロ）による取引市場として想定する場合、市場参加者の保護の必要性は相対的に低いといえるため、取引業者や仲介業者に対する業規制（参入規制、行為規制）までは必要ないとも考えることも可能。この場合、当該市場への参加資格については、取引所規程等において規定すれば足りる。

2. 排出枠取引所への規律の在り方

公正な炭素価格の形成に資する一定の自主規制等を課すため、開設に際して排出量取引所の運営者に認可等を求めることが、現物取引・デリバティブ取引を問わず、いずれにせよ必要。また、現物取引については実需に基づく公正な価格形成を促す観点からは、取引注文ができるだけ一か所に集まるように取引所集中義務を課すべきであると考えられる。

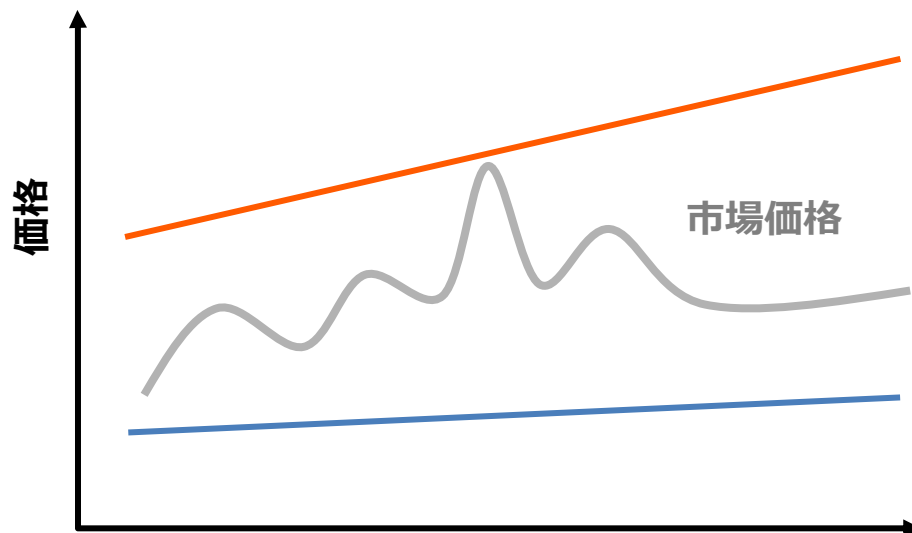
3. 不公正取引への対応の在り方

- ・ **相場操縦等の禁止**
市場で公正な炭素価格を形成するとの目的に照らせば、相場操縦に関する規制を適用することは必須の前提条件であり、市場取引を設けることと不公正取引を禁止することは一体のものであることからすれば、相場操縦行為の禁止は設けられるべきと考えられる。
- ・ **インサイダー取引規制**
排出枠については、株式等と同じ意味での発行者が存在しないこと等からすれば、規制にそぐわないとの考え方がある一方で、未公表の重要事実は存在し、EUでは、排出枠に関するものを含めインサイダー取引規制が導入されていること等から我が国の排出量取引制度についてもインサイダー取引規制を設けなければ国際的に見劣りがするのではないかと懸念を指摘する声もあった。
- ・ **規定の形式の在り方**
電力の取引については法令ではなく取引所の業務規程等上でインサイダー取引規制が行われているところ、貯蔵が性質上困難であり、需給に関する情報が価格に与える影響が大きい電力ですら、法令上にインサイダー取引規制が定められていないことを踏まえれば、排出枠の取引についても、取引所の業務規程等で規定することでも足りるとも考えられる。

価格安定化措置（イメージ）

- 本格稼働後の排出量取引制度では、取引価格の上限・下限を設定し、その価格帯をあらかじめ示すことで、取引価格の予見可能性を高め、投資を促進していく。
- 上限については、排出枠が不足した場合に、予め定める価格を支払うことによる義務履行を可能とすることとしてはどうか。
- 下限については、諸外国ではオークションの入札価格を制限することによって措置。
他方、2026年度以降の制度導入当初はオークションを措置しないため、排出枠のリバースオークションを実施することで需給を機動的に調整する方法や、将来の割当基準を強化することにより価格を維持する方法などが考えられるか。
- なお、上下限価格の水準については、今後、有識者や産業界等の意見も踏まえながら決定。

上下限価格のイメージ



価格高騰対策（上限価格）

- ・ 排出枠価格が高騰した場合には、予め定めた上限価格を支払うことで、義務履行を可能とする

価格下落対策（下限価格）

- ・ 市場における取引価格が下限価格を下回る期間が一定の日数以上となる場合に、リバースオークションを実施し、排出枠の需給バランスを引き締め。
- ・ なお、リバースオークションを実施したうえで価格が低迷した場合には、将来の割当の基準を強化することも検討。

【参考】諸外国において導入されている価格コントロール手法

令和6年9月3日
第1回WG事務局説明資料
(一部修正)

- 諸外国制度では、**価格高騰対策**として、**一定の価格水準に達した際に、あらかじめ政府が留保した排出枠（リザーブ）の放出や、固定価格での排出枠の販売を実施。**
- **価格下落対策**としては、**政府オークションにおける販売量抑制や最低価格設定等の措置を講じている。**
- また、**豪州**では削減インセンティブを確保するための措置として、**政府によるクレジットの買取（リバースオークション）を実施。**

市場安定化措置の例

	EU-ETS	カリフォルニア キャップ&トレードプログラム	【参考】セーフガードメカニズム
価格高騰対策 	量的アプローチ 過去2年間の平均排出枠市場価格よりも連続して6ヶ月間以上にわたって3倍の価格となった場合には、以下の価格急騰対策を実施する。 ・ 加盟国がオークションを早期に実施 ・ 新規参入リザーブの25%を上限としてオークションを実施 市場の余剰排出枠が4億t-CO ₂ eを下回る場合には、MSRから1億t-CO ₂ eがEUAのオークションを増加し、市場に放出する。	価格的アプローチ 固定価格で排出枠を売却。 以下のような価格が定められている。 ・ 毎年、インフレ率+5%ずつ上昇 ・ 2021：USD65 ・ 2022：USD72.29	価格的アプローチ ベースラインを超過した施設は政府から固定価格でACCUsを購入することができる。 価格は毎年物価上昇+2%引き上げ。 ※ セーフガードメカニズムでは、義務履行のためにセーフガードメカニズムクレジット以外に外部クレジットとしてACCUsを無制限に利用可能。
価格下落対策 	量的アプローチ ・ 市場の余剰排出枠が8.33億t-CO₂eを超えた場合、当該年に実施される市場流通量の24%を上限として、そのオークション予定量からMSR（Market Stability Reserve）に吸収する。	価格的アプローチ 有償オークションの際には下限価格を設定。 以下のような価格が定められている。 ・ 2019年の下限価格はUS\$15.62。 ・ 2020年以降、毎年、インフレ率+5%ずつ上昇。	量的アプローチ ACCUsを逆オークションにより買取り。

その他の論点（制度の詳細・関連制度における対応）

- 検証・算定等に係る事務負担の軽減など、実務的論点については、本WGにおける議論の結果も踏まえ、次回のWG以降、制度の具体化と併せて検討し、方向性を提示。
- その他、制度外において検討が必要な事項についても、上記論点と併せて、政府内での検討を深めていく。

その他の意見

- 算定・検証等に係る過度な事務負担は回避すべき。
- グローバル企業が国際標準に従って排出量の算定等を行っている実態を考慮すべき。
- Jクレジットの活用を検討すべき。
- 外部クレジットを無制限に活用可能とすべきでない。
- 自治体制度、高度化法や省エネ法等の既存制度との関係整理が必要。
- 制度対象企業とそうでない企業との間に不合理な負担の差が生じないような配慮が必要。
- 脱炭素化された製品や輸送等のサービスが需要家から適正に評価されるような表示等の仕組みや市場づくりが必要。
- 脱炭素コストについて、社会全体で負担する仕組みづくりや、国民理解の醸成を図る必要。
- 中小企業に対して設備の移転等による排出の付け替え等、しわ寄せが起こらないような対応を検討すべき。
- 中小企業を含むサプライチェーン全体での温室効果ガス削減を推進すべき。

3. 今後の進め方

今後の進め方

- 本日お示しした検討の方向性について、ご議論をいただいたうえで、事務局においてより詳細な検討を加え、次回WGにおいて制度設計における個別の論点について整理。

【スケジュール】

9月3日	第1回WG ヒアリング① 日本鉄鋼連盟、日本化学工業協会、石油連盟、電気事業連合会、WWFジャパン
9月20日	第2回WG ヒアリング② セメント協会、日本製紙連合会、日本自動車工業会、定期航空協会、日本気候リーダーズ・パートナーシップ
10月31日	第3回WG ヒアリング③ 日本経済団体連合会、日本労働組合総連合会、日本商工会議所、日本エネルギー経済研究所、電力中央研究所
本日	第4回WG 具体化に向けた検討の方向性の提示
次回（12月頃）	第5回WG 個別論点の整理・とりまとめ